

## 茨木市学習・生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活保護世帯、ひとり親家庭等の生活困窮世帯の子どもに対し、学習、生活等を支援する事業（以下「支援事業」という。）を実施することにより子どもの能力を伸ばし、夢と希望を持って社会で生きていく力を身に付けさせ、もって子どもの将来をより輝かしいものとするを目的とする。

### (実施方法)

第2 支援事業は、市長が指定する民間法人等に委託し、実施するものとする。

### (対象者)

第3 支援事業の対象となる者は、経済的な問題、心身の問題、家族問題等を抱え、現に生活に困窮していると市長が認める世帯に属し、支援事業を実施する年度において茨木市立中学校に在籍する生徒のうち、学習及び生活習慣において支援を必要とする次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (2) ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及びその子どものみで構成されている家庭）に属する者
- (3) 在籍する中学校の校長から推薦を受けた者

### (事業内容)

第4 支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 学習支援
- (2) 生活支援
- (3) 相談支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

### (費用の負担)

第5 支援事業の利用に係る費用は、無料とする。

### (利用の申請)

第6 支援事業の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の保護者は、茨木市学習・生活支援事業利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (面談等の実施)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、利用希望者の生活状況、家庭状況、学習状況等を確認するため、利用希望者及びその保護者と面談を行い、必要に応じて当該利用希望者が在籍する学校等に調査を行うものとする。

(調整会議の開催)

第8 市長は、支援事業の実施に必要な次に掲げる事項を決定するために、必要に応じて調整会議を開催するものとする。

- (1) 支援事業の利用開始に関すること。
- (2) 支援事業の待機に関すること。
- (3) 支援事業利用者の支援方針に関すること。
- (4) 支援事業利用者の利用中止に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

2 前項の調整会議は、福祉総合相談課長、こども政策課長、生活福祉課長、福祉総合相談課相談1グループ長、こども政策課子ども・若者支援グループ長、福祉総合相談課学習・生活支援員、こども政策課学習・生活支援員、こども政策課母子・父子自立支援員、福祉総合相談課支援事業担当者その他福祉部長が必要と認める者をもって構成する。

(利用承認の通知等)

第9 市長は、第8の調整会議で支援事業の利用開始等を決定したときは、茨木市学習・生活支援事業利用承認・不承認決定通知書(様式第2号)又は茨木市学習・生活支援事業待機決定通知書(様式第3号)により利用希望者の保護者に通知する。

(利用者等の責務)

第10 第9の規定により支援事業の利用の決定を受けた者(第10、第11及び第12において「利用者」という。)及びその保護者は、支援事業の目的を理解するとともに、目的を達成するために努力しなければならない。

2 利用者及びその保護者は、市長又は第2に規定する委託先が行う指示等を正当な理由なく拒んではならない。

(支援事業利用中の面談等)

第11 市長は、利用者及びその保護者に対し、支援事業の利用状況、生活状況、家庭状況、学習状況等の確認を行うため、必要に応じて面談等を行うものとする。

2 利用者及びその保護者は、前項の面談等を正当な理由なく拒んではならない。

(利用中止)

第12 市長は、利用者が第3に規定する要件を満たさないことが明らかになった場合その他利用者及びその保護者がこの要綱に違反した場合において、第8の調整会議で支援事業の利用中止を決定したときは、茨木市学習・生活支援事業利用中止通知書(様式第4号)により当該利用者の保護者に通知する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

茨木市学習・生活支援事業利用申請書

（申請先）茨木市長

（利用希望者の保護者）

住所

氏名

印

自署の場合は押印不要

利用希望者との関係

電話番号

茨木市学習・生活支援事業の利用について、次のとおり申請します。

利用希望者氏名	性別	在籍する中学校名	学年	備考
(ふりがな)				
(ふりがな)				

緊急時連絡先

保護者携帯電話番号等	
利用希望者携帯電話番号 (所持している場合のみ)	

個人情報の取扱いに関する同意書

私及び私の世帯員の個人情報を茨木市学習・生活支援事業の実施に必要な範囲内で、茨木市、利用希望者が在籍する学校その他関係機関が相互に情報交換することについて同意します。

保護者住所

保護者氏名

印

自署の場合は押印不要

茨木市学習・生活支援事業利用承認・不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました茨木市学習・生活支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用者氏名：

利用を承認する

利 用 期 間	
実 施 場 所	
備 考	

※ 実施日、時間等の詳細は別途通知します。

利用を承認しない

理 由	
-----	--

令和 年 月 日

茨木市長

茨木市学習・生活支援事業待機決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました茨木市学習・生活支援事業の利用について、次のとおり待機を決定しましたので通知します。

待機決定者氏名	
理 由	

令和 年 月 日

茨木市長

茨木市学習・生活支援事業利用中止通知書

令和 年 月 日付で決定した茨木市学習・生活支援事業利用について、次のとおり利用中止を決定しましたので通知します。

利用中止決定者氏名	
利用中止日	令和 年 月 日
理由	

令和 年 月 日

茨木市長